

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「もののほか、別表のとおりとする」を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。